

竹原市契約の締結に係る暴力団等排除措置マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約から暴力団等を排除する措置について、必要な事項を定めるものです。

2 定義

このマニュアルにおいて、暴力団等とは、次の各号に定める要件のいずれかに該当する者です。

- (1) 役員等（契約の相手が個人である場合にはその者を、契約の相手が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 役員等が、業務に関し、暴力行為を行うとき。

3 競争入札参加者除外による排除等

- (1) 市長又は竹原市職務権限規則（平成14年竹原市規則第6号）の規定により専決権を付与された者（以下「契約担当職員」という。）は、入札参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という）が暴力団等に該当すると認められるときは財政課に報告します。
- (2) 財政課は、捜査機関からの連絡、契約担当職員からの報告等により有資格業者が暴力団等に該当すると認められるときは、速やかに資格除外の手続きをします。
- (3) 契約担当職員は、一般競争入札の公告において、資格除外となっていないことを入札参加資格の要件とする旨を明記します。

（公告文例）

本件入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、竹原市及び国並びに他の地方公共団体等の資格除外を受けていないものであること

- (4) 契約担当職員は、随意契約における見積業者の選定において、資格除外となっていないことを選定の要件とします。
- (5) 契約担当職員は、せり売りに暴力団等が参加しないように応募要領等に定めます。
- (6) 契約担当職員は、指名業者、見積業者及びせり売り参加者が暴力団等に該当するおそれがあるときは、別記様式1により、捜査機関に照会します。

4 再委託の禁止

契約担当職員は、竹原市契約規則（昭和59年規則第5号，以下「規則」という。）第34条の規定による約定について，特別の事情がある場合において契約の相手方（以下「受注者」という。）から再委託の承諾の申請があったときは，再委託の相手方を調査し，再委託の相手方が暴力団等に該当すると認められる場合には，承諾をしてはいけません。

契約担当職員は，再委託の相手方が暴力団等に該当するおそれがあるときは，3の(6)に準じて照会します。

（契約書文例）

乙は，委託業務の全部又は一部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは，この限りでない。

5 契約の解除

契約担当職員は，規則第41条の規定により，契約の締結後に受注者が暴力団等に該当すると認められる場合に契約を解除することを約定します。

（契約書文例）

第〇条 甲は，次の各号のいずれかに該当する場合は，この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を，乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，集团的に，又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき
- (2) 役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

6 不当介入に対する措置

- (1) 契約担当職員は、契約の履行に当たって受注者が暴力団等から不当要求または契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、受注者が市へ報告する義務及び所轄の警察署に届け出る義務を負うことを約定します。

（契約書文例）

第〇条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- (2) 受注者から不当介入の報告があったときは、原則として、主務課長が聴取し、（別記様式2による不当介入報告書を作成して、部長に提出します。
- (3) 前号の報告を受けた部長は、受注者及び所轄警察署と協議し、主務課長と連携して、契約の履行状況の確認及び受注者に対する指導並びに支援を行います。
- (4) 暴力団等から市及び職員に対して不当要求行為等があった場合には、竹原市不当要求行為等対策要綱（平成19年告示第146号）及び不当要求行為等に対する基本対応マニュアルによって行動します。

附 則

このマニュアルは、平成21年10月1日から施行する。

(別記様式1)

平成 年 月 日
番 号

広島県警察本部刑事部長 様
(捜査第四課)

竹原市長
(課)

契約の締結に係る暴力団等の排除について (照会)

このことについて、次の者が以下に掲げる要件に該当する者か否か回答してください。

1 調査対象者

(フリガナ) 商号	本店所在地	(フリガナ) 代表者等	生年月日	性別	住所

2 要件

- (1) 業者若しくは業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 業者若しくは業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 業者若しくは業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与しているとき。
- (4) 業者若しくは業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 業者若しくは業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(別記様式2)

不当介入報告(届出)書

受注者名

所在地

電話番号

作成年月日 平成 年 月 日

1 契約の概要

契約の目的	
履行場所	
契約期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者	

2 不当介入の相手方等

氏名・人数	
住所等	
所属団体等	
対応日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
対応方法	電話・面談(場所)・その他()
対応者	(職・氏名)

3 不当介入の内容

介入行為の手段・態様	
介入行為の内容	
対応の内容	

4 発注者、警察署との相談結果及び対応方針

--

5 対応の結果

対応日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
対応方法	電話・面談(場所)・その他()
相手方	
対応者	(職・氏名)
対応内容及び結果	